

## 建設業者の皆様へ（注意喚起）

建設業者の皆様から御提出いただいた許可申請書・毎年度の決算変更届・あるいは各種の変更届は、建設業法13条及び同法施行令5条により、「公衆の閲覧に供しなければならない」ことになっており、県庁の「静岡県建設業許可申請書等閲覧所」や皆様の営業所所在地を管轄する各土木事務所で、どなたでも閲覧することが可能です。また、県の情報公開条例に基づき請求すれば、どなたでも希望箇所のコピーの交付を受けることも可能となっています。

このため、皆様のところ（特に新規に許可を取得した方）には、電話やFAX、あるいは郵便で、次のような各種の勧誘行為（セールス）がなされるかと存じます。

- ・ 民間資格の取得・受講勧誘（公的機関と誤解しやすい名称を使う業者有り）
- ・ 建設業許可標識を作成する看板業者からの標識作成勧誘
- ・ 保険会社等からの法定外労働災害補償制度等への加入勧誘

これらの勧誘行為は、県をはじめとする行政機関とは何等の関係もありません。これらの勧誘に応じるかどうかは、皆様がその必要性等や当該業者が信頼に足る業者かどうかをよく吟味の上、自己責任において御判断ください。

また、静岡県建設業課が、民間団体等に委託して建設業者従業員の資格等の現況確認を行うことはありません。このため、このような調査に対して、建設業者の皆様は回答義務がありません（現在建設業課では、経営事項審査申請業者を対象に技術者登録状況の調査を行っておりますが、民間団体等に委託せず、直接申請業者に対して調査を行っております。）。

なお、建設業者の皆様から提出された許可申請書や届出書は、最初に記載しましたように建設業法で公開が義務付けられておりますので、この点は御理解願います。

**静岡県交通基盤部建設業課許可班**